

千葉県被災建築物応急危険度判定士認定要綱 に係る事務処理要領

(趣旨)

第1 この要領は、千葉県被災建築物応急危険度判定士認定要綱（以下、「要綱」という。）の事務処理に関し、必要な事項を定める。

(応急危険度判定士台帳及び応急危険度判定士認定証)

第2 要綱第3第2項に規定する、応急危険度判定士台帳は（別記様式第1）とし、応急危険度判定士認定証は（別記様式第2）とする。

(認定申請)

第3 要綱第5第1項の規定による、認定申請は、応急危険度判定士認定申請書（別記様式第3）に以下に掲げる書類を添えて行うものとする。

- (1) 建築士免許証（建築士法第5条第2項）又は建築士免許証明書（建築士法第10条の19又は第10条の21）の写し
- (2) 講習会の受講修了証の写し
- (3) 写真2枚（申請前6か月以内に撮影した正面、上半身、無帽、無背景のもので、大きさは縦3センチメートル、横2.5センチメートルのカラー写真）

(受講修了者台帳及び受講修了証)

第4 要綱第6第4項に規定する講習会受講修了者台帳は（別記様式第4）とし、受講修了証は（別記様式第5）とする。

(変更の届出)

第5 要綱第8第1項に規定する変更の届出は、応急危険度判定士登録事項変更届（別記様式第6）によるものとする。

- 2 氏名を変更した場合は、前項の届に応急危険度判定士認定証及び第3（3）の写真1枚を添えて行うものとする。

(認定証の再交付)

第6 要綱第9第1項の規定による届出は、応急危険度判定士認定証再交付願い（別記様式第7）に第3（3）の写真1枚を添えて行うものとする。

(認定の辞退)

第7 要綱第10の規定による認定の辞退は、応急危険度判定士認定辞退届（別記様式第8）によるものとする。

(死亡の届出)

第8 要綱第11の規定による死亡の届出は、応急危険度判定士死亡届（別記様式第9）に
応急危険度判定士認定証を添えて行うものとする。

(その他)

第9 その他必要な事項は、別に定める。

付 則

この要領は平成7年10月12日から適用する。

付 則

この要領は平成16年4月1日から適用する。

付 則

この要領は平成20年11月28日から適用する。

2. この要領による改正前の第6号様式による千葉県被災建築物応急危険度判定士認定講習会受講修了証はこの要領による改正後の第6号様式にかかわらず、なおこれを使用することができる。

付 則

この要領は平成21年4月1日から適用する。

2. この要領による改正前の第2号様式による千葉県被災建築物応急危険度判定士認定証はこの要領による改正後の第2号様式にかかわらず、なおこれを使用することができる。
3. この要領による改正前の第6号様式による千葉県被災建築物応急危険度判定士認定講習会受講修了証はこの要領による改正後の第5号様式にかかわらず、なおこれを使用することができる。

付 則

この要領は平成22年3月15日から施行する。

付 則

この要領は平成25年4月1日から適用する。

2. この要領による改正前の第2号様式による千葉県被災建築物応急危険度判定士認定証はこの要領による改正後の第2号様式にかかわらず、なおこれを使用することができる。

付 則

この要領は平成25年6月19日から施行する。